2024 年 12 月 9 日

# 吸収合併に係る事後開示事項

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項）

京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町 535 番地
アミタホールディングス株式会社
代表取締役　熊野　英介

当社は、2024 年 9 月 27 日付で AMIDAO 株式会社（以下「AMIDAO」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2024 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、AMIDAO を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条で定める事項は、以下のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

2024 年 12 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

（1）吸収合併の差止請求

AMIDAO は当社の完全子会社であったため、該当ありません。

（2）反対株主の買取請求

AMIDAO は当社の完全子会社であったため、該当ありません。

（3）新株予約権買取請求

AMIDAO は、新株予約権を発行しておりませんでした。

（4）債権者の異議

AMIDAO に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、AMIDAO は、2024 年 10 月 10 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行っております。

３．吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（1）吸収合併の差止請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当はありません。

（2）反対株主の買取請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当はありません。なお、当社は、2024 年 10 月 10 日付で電子公告を行っております。

（3）債権者の異議

当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2024 年 10 月 10 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行っております。

4．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、合併の効力発生日である 2024 年 12 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6．吸収合併の変更の登記をした日

2024 年 12 月 4 日

7．上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2024年10月10日

# 吸収合併に係る事前開示事項

（吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
アミタホールディングス株式会社
代表取締役　熊野　英介

京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
AMIDAO株式会社
代表取締役　岡田　健一

アミタホールディングス株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びAMIDAO株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2024年9月27日付で合併契約書を締結し、効力発生日を2024年12月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条で定める事項は以下のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を近畿財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（２）吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙２のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

６．合併後の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併効力発生日後における吸収合併存続会社の債務の履行に支障はないと判断しております。

７．事前開示開始日後の変更に関する事項

事前開示開始日後に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙１




# 合併契約書

存続会社：アミタホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と消滅会社：AMIDAO株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。合併により乙の権利義務の全部を甲に承継させる。

合併後存続する会社の商号及び住所

アミタホールディングス株式会社　京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町 535 番地

合併後消滅する会社の商号及び住所

AMIDAO株式会社　京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町 535 番地

第2条（本合併に際して交付する株式）

乙が甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行を行なわない。

第3条（対価）

甲は、本合併に際して、合併の対価の交付を行なわない。

第4条（資本金及び準備金等）

本合併により増加する甲の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は次の通りとする。ただし、甲および乙は、効力発生日前日における甲及び乙の財政状態を考慮して、甲乙協議のうえ、これを会社計算規則の定めに従い変更することができる。

(1)　増加する資本金：零円
(2)　増加する資本準備金：零円
(3)　増加するその他資本剰余金：本合併の直前の乙の資本金、資本準備金とその他資本剰余金の合計額
(4)　増加する利益準備金：零円
(5)　増加するその他利益剰余金：本合併の直前の乙の利益準備金とその他利益剰余金の合計額

第5条（会社財産の引継）

乙は、2023年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、その後本合併の効力発生日までの間においてその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明らかにし、本合併の効力発生日において、その資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぐものとする。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第7条（合併前に就任した甲の取締役及び監査役の任期）

本合併の効力発生日前に甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本合併がない場合に在任すべき時までとする。

第8条（合併承認決議）

甲及び乙は、2024年9月27日に取締役会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。なお、本合併は、甲については、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であり、乙については、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併に該当するため、それぞれ本契約の承認に関する株主総会は開催しないものとする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第9条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2024年12月1日とする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日より本合併の効力発生日前日までの間において、天災地変、その他の事由により、甲もしくは乙の財産状況又は経営状況に重大な変更を生じたとき、又はこれらに隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し又は本契約を解除することができるものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲及び乙の取締役会の承認を得られないとき、並びに法令その他に定める要件を満たさないときは、その効力を失う。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めたものの他、合併に関し必要な事項のあるときは、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを所持する。

2024年9月27日

甲　京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町 535 番地
アミタホールディングス株式会社
代表取締役　熊野　英介

乙　京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町 535 番地
AMIDAO株式会社
代表取締役　岡田　健一

別紙２

# 事　業　報　告

## 第１期

自　2023年１月５日

至　2023年12月31日

ＡＭＩＤＡＯ株式会社

代表取締役　岡田　健一

# 事　業　報　告

（自 2023年１月５日　至 2023年12月31日）

## １．会社の現況に関する事項

### ⑴ 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の規制が大幅に緩和され、インバウンド需要を含む消費活動が回復するなど、物価高の中でも景気は緩やかに回復しております。一方で、金融政策と連動した円安の長期化や世界経済の減速、ウクライナショックの長期化や中東での軍事衝突の発生、原材料や資源価格の高騰やこれらに伴う国内の食品・日用品等の物価上昇など、グローバルサプライチェーンの不安定化や社会の不確実性が残存する状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は、アミタグループが掲げる2030年に向けた事業ビジョンである「エコシステム社会構想2030」（2022年11月発表）の実現を目指し、持続可能な企業経営や地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の開発・提供に取り組んでまいりました。

当社は、web3 関連技術を応用して、エコシステム社会の構築に資するトークンエコノミーの設計・開発および、良質な人財・経営資源等が集まり、共創するメカニズムとして、プロジェクト毎に自立分散的な共創の場を創出することを目指して、2023年１月５日に設立されました。

当事業年度におきましては、早期の開発・受注を進めて初年度からの黒字化を計画しましたが、サービスの企画設計、顧客ニーズの把握のための仮説検証に時間を要したことから、サービスプロダクトの開発途中にあり、売上を計上することなく、販売費及び一般管理費の計上等により、当期純損失は10,478,561円となりました。

### ⑵ 財産及び損益の状況の推移

| 区分＼期別 | 第１期<br>（当事業年度）<br>2023年12月期 |
|---|---|
| | 円 |
| 売上高 | ― |
| 経常損失 | 10,414,461 |
| 当期純損失 | 10,478,561 |
| １株当たり当期純損失 | 10,478.56 |
| 総資産 | 92,173 |
| 純資産 | △478,561 |

### ⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社はアミタホールディングス株式会社であり、同社は当社の議決権を 100％直接保有しております。

### ⑷ 主要な事業内容

社会デザイン事業

### ⑸ 主要な事業所（2023年12月31日現在）

本社　　京都府京都市

### ⑹ 従業員の状況

該当事項はありません。

### ⑺ 主要な借入先

該当事項はありません。

## ２．　会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　1,000,000株

⑵　発行済株式の総数　　1,000株

⑶　株主数　　1名

⑷　大株主

| 株　主　名 | 持　株　数 | 持　株　比　率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| アミタホールディングス株式会社 | 1,000 | 100 |

⑸　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ３．　会社役員に関する事項

⑴　取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

| 氏　名 | 会社における地位 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|---|---|---|
| 熊　野　英　介 | 代表取締役社長 | アミタホールディングス株式会社<br>代表取締役会長兼CVO |
| 林　　篤　志 | 取　締　役 | 一般社団法人Next Commons Lab代表理事 |
| 岡　田　健　一 | 取　締　役 | |
| 長谷川　孝　文 | 監　査　役 | |

⑵　取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 1名 | 3,000千円 |

（注）１．支給人員は、無報酬の取締役２名、監査役１名を除いております。

２．取締役の報酬限度額は、2023年１月20日開催の第１期臨時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。

３．監査役の報酬限度額は、2023年１月20日開催の第１期定時株主総会において年額10百万円以内と決議しております。

⑶　その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 計　算　書　類

## 第１期

自　2023年１月５日

至　2023年12月31日

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

ＡＭＩＤＡＯ株式会社

代表取締役　岡田　健一

# 貸 借 対 照 表

（ 2023年12月31日現在 ）

（単位：円）

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---|---|---|---|
| 科　　目 | 金　　額 | 科　　目 | 金　　額 |
| 【 流 動 資 産 】 | 【92,173】 | 【 流 動 負 債 】 | 【570,734】 |
| 現金及び預金 | 92,170 | 未払金 | 481,300 |
| その他 | 3 | 未払費用 | 25,334 |
| | | 未払法人税等 | 64,100 |
| | | 負 債 合 計 | 570,734 |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 【 株 主 資 本 】 | 【△478,561】 |
| | | (資本金) | (10,000,000) |
| | | (利益剰余金) | (△10,478,561) |
| | | その他利益剰余金 | △10,478,561 |
| | | 繰越利益剰余金 | △10,478,561 |
| | | 純 資 産 合 計 | △478,561 |
| 資 産 合 計 | 92,173 | 負債純資産合計 | 92,173 |

# 損 益 計 算 書

自　2023年１月５日

至　2023年12月31日

（単位：円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | ― |
| 売上原価 | | ― |
| 売上総利益 | | ― |
| 販売費及び一般管理費 | | 10,414,485 |
| 営業損失 | | 10,414,485 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 24 | 24 |
| 経常損失 | | 10,414,461 |
| 税引前当期純損失 | | 10,414,461 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 64,100 | 64,100 |
| 当期純損失 | | 10,487,561 |

# 株主資本等変動計算書

自　2023年１月５日
至　2023年12月31日

（単位：円）

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | － | － | － | － | － |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 10,000,000 | | － | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 当期純利益 | | △10,478,561 | △10,478,561 | △10,478,561 | △10,478,561 |
| 当期変動額の合計 | － | △10,478,561 | △10,478,561 | △10,478,561 | △10,478,561 |
| 当期末残高 | 10,000,000 | △10,478,561 | △10,478,561 | △478,561 | △478,561 |

［個別注記表］

**【１】重要な会計方針に係る事項に関する注記**

収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足しこれに関する収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

⑴　コンサルティング

コンサルティングを履行義務とする収益の認識はそれぞれ実施報告書を納品したときに認識しております。

⑵　ICTオペレーションサービス

ICTサービスやアウトソーシングサービスの継続的供与を履行義務とする収益は一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

**【２】会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**【３】株主資本等変動計算書に関する注記**

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | － | 1,000 | － | 1,000 |
| 合　計 | － | 1,000 | － | 1,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | － | － | － | － |
| 合　計 | － | － | － | － |

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

**【４】その他の注記**

該当事項はありません。

（注）貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 附　属　明　細　書

## 第１期

自　2023年１月５日

至　2023年12月31日

ＡＭＩＤＡＯ株式会社

代表取締役　岡田　健一

## 1．販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 報酬給与手当 | 3,449,034 | |
| 広告宣伝費 | 250,000 | |
| 租税公課 | 629,534 | |
| 手数料 | 44,918 | |
| その他統制費 | 96,732 | |
| 業務委託手数料 | 1,063,691 | |
| その他物件費 | 6,948 | |
| 販売費及び一般管理費合計 | 10,414,485 | |